



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
3月31日  
号外(9)  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 人事委員会規則

- ※職員の任用に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- ※管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 1
- ※滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- ※職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- ※給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則..... 3
- ※職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則..... 3
- ※職員等の初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則..... 4
- ※職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則..... 6
- ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 9
- ※職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 9

### ○ 人事委員会告示

- ※職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正..... 10
- ※給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正..... 10

## 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第7号

### 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第16条中「県公報による公示その他」を「インターネットの利用その他の」に改める。

第17条第1項第4号中「受験申込書の入手および提出の場所、」を「受験の申込みの」に改める。

第27条第2号中「申込」を「申込み」に改める。

### 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第8号

### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「、国スポ・障スポ大会局長」を削り、「観光振興局長」を「観光政策局長」に、「主席企画員」を「原子力防災室長、主席企画員、広域政策推進室長」に、「びわこボートレース局長」を「観光文化スポーツ政策室長、ピワイチ推進室長」に、「総務企画室長、競技力向上対策室長」を「交流推進室長」に、「観光企画室長」を「上下水道政策室長、社会活動推進室長、産業ひとづくり推進室長」に改め、「、高速・幹線道路推進室長」を削り、「砂防室長」の右に「、事業推進室長、鉄道ネットワーク室長」を加え、「、原子力防災室長、広域政策推進室長」を削り、「美の魅力発信推進室長、交流推進室長、広報・県民運動室長、競技運営室長、施設調整室長」を

「シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長」に改め、「産業ひとづくり推進室長、シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長、ビワイチ推進室長」を削り、「建築指導室長」を「高速・幹線道路推進室長、自然公園室長」に改め、「マーケティングマネージャー」を削る。

別表第2中

「政策研修センター	所長、次長	」を
「政策研修センター ここ滋賀	所長、次長 所長、副所長	」に、

「工業技術総合センター」を「南部産業技術共創センター」に、「東北部工業技術センター」を「北部産業技術共創センター」に、

「男女共同参画センター ここ滋賀	所長、次長 所長、副所長	」を
「男女共同参画センター	所長、次長	」に

改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第9号

滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する規則（平成28年滋賀県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「第28条第3項第1号括弧書き」を「第28条第3項第1号」に、「同法第86条第2項に規定する」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16の2第1項第1号イに掲げる場合（令和9年分以後の各年分にあつては、同項に規定する場合）における同項の規定による」に改める。

別表第2中 「知事の事務部局」を「知事の事務部局  
企業庁」に、「企業庁」を「びわこポートレ  
ス事業庁」に改める。

付 則

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第23条第2号の改正規定および次項の規定 公布の日
- (2) 別表第2の改正規定 令和8年4月1日

2 改正後の第23条（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年12月1日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（同条第1号に掲げる場合を除く。以下同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。

職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第10号

職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の給与の支給等に関する規則（昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第2号中「以上」の右に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上）」を加える。

別表第1知事の事務部局の項中「防災危機管理監、」を「防災危機管理監および」に改め、「および国スポ・障ス

「中央子ども家庭相談センター所長」「大津土木  
ポ大会局長」を削り、「観光振興局長」を「観光政策局長」に、大津土木事務所長を政策研修  
政策研修センター所長」ここに滋賀  
事務所長「琵琶湖博物館副館長  
センター所長に、工業技術総合センター所長を「琵琶湖博物館副館長」に、「主席企画員」を「原子力防災室長、  
所長」ここに滋賀所長」  
主席企画員、広域政策推進室長」に、「びわこポートレース局長」を「観光文化スポーツ政策室長、ピワイチ推進室  
長」に、「総務企画室長、競技力向上対策室長」を「交流推進室長」に、「観光企画室長」を「上下水道政策室長、  
社会活動推進室長、産業ひとづくり推進室長」に改め、「、高速・幹線道路推進室長」を削り、「および砂防室長」を  
「、砂防室長、事業推進室長および鉄道ネットワーク室長」に、「食肉衛生検査所長」を「食肉衛生検査所長  
動物保護管理センター所長」  
に改め、「(中央子ども家庭相談センター所長を除く。)」を削り、「東北部工業技術センター所長」を「南部産業  
技術共創センター所長  
技術共創センター所長」に改め、「、原子力防災室長、広域政策推進室長」を削り、「美の魅力発信推進室長、交  
流推進室長、広報・県民運動室長、競技運営室長、施設調整室長」を「シガリズム・デスティネーションキャンペ  
ン推進室長」に改め、「、産業ひとづくり推進室長、シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長、ピワ  
イチ推進室長」を削り、「および建築指導室長」を「、高速・幹線道路推進室長および自然公園室長」に、「健康福祉  
事務所の次長  
管理センター所長」を「健康福祉事務所の次長」に、「美術館総括学芸員」を「ここに滋賀副所長  
美術館の総括学芸員および美術館  
創造・リレーション課長」に、「工業技術総合センター信楽窯業技術試験場長」を「南部産業技術共創センター信  
楽窯業技術試験場長」に、「男女共同参画センター所長  
ここに滋賀副所長」を「男女共同参画センター所長」に、「工業技術総合セ  
ンター次長」を「南部産業技術共創センター次長」に、「東北部工業技術センター次長」を「北部産業技術共創セン  
ター次長」に改める。  
別記様式第1号中「または行8級職員等から降格等」を「から行9級職員等以外の職員」に、「1または3」を「1  
～3」に、「2または3」を「3または4」に改め、同様式注2を削り、同様式注3中「2」を「3」に改め、「、  
行8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ」を削り、同様式中注3を注2  
とし、注4を注3とし、注5を注4とする。

#### 付 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用すること  
ができる。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第11号

#### 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「またはこれ」を「もしくはこれら」に、「職員で」を「職員または人事委員会が指定する職にある職員で、」  
に改める。

#### 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第12号

**職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則**

職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則(平成28年滋賀県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の項番号を削る。

**付 則**

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日において改正前の付則第2項の規定の適用を受ける職務に従事している職員の当該職務については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

職員等の初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第13号

**職員等の初任給調整手当に関する規則等の一部を改正する規則**

(職員等の初任給調整手当に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員等の初任給調整手当に関する規則(昭和36年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。)」の右に「および滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。)」を、「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。第15条において同じ。)」を加える。

第2条の見出しを「(第1種初任給調整手当の支給職)」に改める。

第3条の前の見出しを「(第1種初任給調整手当を支給される職員等の範囲)」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第4条および第5条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第6条第1項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、「職員(次項)の右に「および第13条」を、「平成6年滋賀県条例第49号」の右に「。以下「職員の勤務時間条例」という。)」を、「昭和33年滋賀県条例第20号」の右に「。以下「学校職員の勤務時間条例」という。)」を、「昭和33年滋賀県条例第24号」の右に「。以下「警察職員の勤務時間条例」という。)」を加え、「を滋賀県職員等の勤務時間、休日および休暇に関する条例」を「を職員の勤務時間条例」に、「滋賀県公立学校職員等の勤務時間、休日および休暇に関する条例第3条第1項または滋賀県地方警察職員等の勤務時間、休日および休暇に関する条例」を「学校職員の勤務時間条例第3条第1項または警察職員の勤務時間条例」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第7条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第7条の2の見出しを「(第1種初任給調整手当に係る特例)」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第8条の見出しを「(第1種初任給調整手当の支給の終了)」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第9条の見出し中「支給要件」を「第1種初任給調整手当の支給要件」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第10条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。

(第2種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員等)

**第10条** 条例第9条の3第1項(条例第38条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)または学校職員条例第10条の3第1項(学校職員条例第36条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額(これらの項に規定する特定額をいう。以下同じ。)の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (i) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任

用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、条例第4条第2項または学校職員条例第6条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2) 条例付則第16項または学校職員条例付則第17項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第4条第2項または学校職員条例第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに条例第4条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項ならびに学校職員条例第6条第3項から第5項までならびに第7条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

2 条例第9条の3第1項または学校職員条例第10条の3第1項の人事委員会規則で定める時間は、職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)第17条第3項に規定する時間とする。

(第2種初任給調整手当の基準額)

**第11条** 条例第9条の3第1項または学校職員条例第10条の3第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第3に掲げる額とする。

(第2種初任給調整手当の支給期間の終期)

**第12条** 条例第9条の3第1項または学校職員条例第10条の3第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額(これらの項に規定する基準額をいう。以下同じ。)以上となつた日の前日とする。

(第2種初任給調整手当の支給額)

**第13条** 条例第9条の3第2項(条例第38条において準用する場合を含む。)または学校職員条例第10条の3第2項(学校職員条例第36条において準用する場合を含む。)の規定による第2種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に職員の勤務時間条例第2条第1項、学校職員の勤務時間条例第3条第1項または警察職員の勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間(以下「職員の勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間」という。)に52を乗じて得たものから職員等の給与の支給等に関する規則第17条第3項に規定する時間を減じたものを乗じ、その額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)(育児短時間勤務職員等にあつては当該額に職員の勤務時間条例第2条第2項、学校職員の勤務時間条例第3条第2項または警察職員の勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を、定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に職員の勤務時間条例第2条第3項、学校職員の勤務時間条例第3条第3項または警察職員の勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員(職員の勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。)にあつては当該額に職員の勤務時間条例第2条第4項、学校職員の勤務時間条例第3条第4項または警察職員の勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第2種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

**第14条** 条例第9条の3第3項(条例第38条において準用する場合を含む。)または学校職員条例第10条の3第3項(学校職員条例第36条において準用する場合を含む。)の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして条例第9条の3第1項または学校職員条例第10条の3第1項の規定を適用するとしたならばこれらの項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となつた日から権衡職員特定額が基準額以上となつた日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

**別表第3** (第11条関係)

職員の在勤する地域	基準額
東京都	1,226
滋賀県	1,080

(職員等の給与の支給等に関する規則の一部改正)

**第2条** 職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「初任給調整手当」の右に「(第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

(職員等の地域手当に関する規則の一部改正)

**第3条** 職員等の地域手当に関する規則(昭和42年滋賀県人事委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第10条の3第2項」を「第9条の3第1項、第10条の3第2項」に、「第11条の3第2項」を「第10条の3第1項、第11条の3第2項」に改める。

(職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

**第4条** 職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第8条中「控除した額」の右に「もしくは学校職員条例第31条第3項に規定する月額で定められた基本報酬の額(月額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額)から第2種初任給調整手当に相当する報酬として算定された額を控除した額」を加える。

第16条中「もしくはまたは」を「もしくは」に改め、「控除した額」の右に「もしくは学校職員条例第31条の2第3項に規定する学校職員条例第31条第3項の月額で定められた基本報酬の額(月額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額)から第2種初任給調整手当に相当する報酬として算定された額を控除した額」を加える。

**付 則**

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次項において同じ。)とみなして、第1条の規定による改正後の職員等の初任給調整手当に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)第10条の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第13条(改正後の規則第14条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用する。

職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第14号

**職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則**

職員等の通勤手当に関する規則(昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「切り捨てる」を「切り上げる」に改める。

第8条の3第1項中「41,300円」を「69,100円」に改め、同条第3項中「3,500円」を「5,000円」に改め、「額は、」の右に「自動車駐車料金(」を加え、「(以下「自動車駐車料金」という。)の2分の1に相当する」を「をいう。)の」に改め、同項ただし書を削り、同条第6項中「額は、」の右に「自転車等駐車料金(」を加え、「(以下「自転車等駐車料金」という。)の2分の1に相当する」を「をいう。)の」に改め、同項ただし書を削る。

第16条第1項第2号中「この項」を「この条」に改め、同条第2項第2号ア中「当該復帰等の直前」を「前項第1号に規定する復帰の直前の住居または同項第2号に規定する配偶者」に改める。

第16条の2第4項中「および第4項」を「、第3項、第4項および第6項」に改める。

付則に次の1項を加える。

- 6 令和8年3月31日において総務部びわこボートレース局の職員であつた者で、令和8年4月1日において滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(令和7年滋賀県条例第45号)の適用を受けるものについては、第17条の2第1項第1号の規定は、適用しない。

別表第1中

「 62km 以上	41,300	」を
-----------	--------	----

62km 以上 66km 未満	41,300
66km 以上 70km 未満	44,100
70km 以上 74km 未満	46,900
74km 以上 78km 未満	49,700
78km 以上 82km 未満	52,500
82km 以上 86km 未満	55,300
86km 以上 90km 未満	58,100
90km 以上 94km 未満	60,900
94km 以上 98km 未満	63,700
98km 以上 102km 未満	66,400
102km 以上	69,100

に

改め、同表備考第2号中「46km」を「94km」に改める。

別記様式第2号(裏面)を次のように改める。

(裏面)

4 新幹線鉄道等利用者

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等の名称	基礎となる鉄道等利用区間	定期券回数券その他別	特別料金等額の基礎	特別料金等額	1箇月分の特別料金等額	新幹線鉄道等期間	支給月(支給月に○を付してください。)																
								円(箇月)	円	年	月	から	月	毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
1			定期券回数券その他		円(箇月)	円	年	月	から	月	毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎月
					円(箇月)	円	年	月	から	月	毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎月
					円(箇月)	円	年	月	から	月	毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎月
2			定期券回数券その他		円(箇月)	円	年	月	から	月	毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎月
					円(箇月)	円	年	月	から	月	毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎月
					円(箇月)	円	年	月	から	月	毎	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	毎月
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額 ④						円	年 月 日改正			円	年 月 日改正			円										

5 決定(改定)支給額

支給額(円)	普通交通機関等 新幹線鉄道等 ① ④	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	確定および決定(改定)欄 別添通勤届のとおり確認し、左記のとおり額等を決定(改定)します。		
																決定(改定)年月日
	自動車または自転車等の額②	毎 月 (月額 )												決 裁	合 議	主 任
	駐車場に係る加算額③	毎 月 (月額 )														
	合 計															
年 月 日改正	普通交通機関等 新幹線鉄道等 ① ④													決定(改定)年月日	職名 氏名	
(円)	自動車または自転車等の額②	毎 月 (月額 )												決 裁	合 議	主 任
	駐車場に係る加算額③	毎 月 (月額 )														
	合 計															
年 月 日改正	普通交通機関等 新幹線鉄道等 ① ④													決定(改定)年月日	職名 氏名	
(円)	自動車または自転車等の額②	毎 月 (月額 )												決 裁	合 議	主 任
	駐車場に係る加算額③	毎 月 (月額 )														
	合 計															
条例第11条第1項(学校職員条例第12条第1項) <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 規則第5条 <input type="checkbox"/> 非該当(理由 ) 手当額の決定 <input type="checkbox"/> 普通交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自動車または自転車等使用 <input type="checkbox"/> 併用 規則第8条の4 ( <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号) <input type="checkbox"/> 自動車または自転車等使用・併用の場合 ( <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 自転車等 <input type="checkbox"/> 駐車場利用) 特急料金等の別 <input type="checkbox"/> 新幹線鉄道 <input type="checkbox"/> 高速道路等 <input type="checkbox"/> 規則第8条の2(短時間勤務職員:通勤所要回数 回)																
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車または自転車等の額および駐車場に係る加算額ならびに1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額の合計額が150,000円を超えるとき														150,000円×〔 箇月〕= 円		

6 返納額

返納事由 規則第17条の2第1項	返納事由 発生年月	返納対象交通機関	払戻金相当額の算出基礎	払戻金相当額	返納額決定欄 左記のとおり額を決定します。			備 考
					決 裁	合 議	主 任	
1 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号				円				
2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号				円				

注 任命権者は、あらかじめ人事委員会と協議して、この様式に必要な事項を加え、またはその一部を変更することができます。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第2号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第15号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項第3号中「本庁建築課」を「本庁建築開発課」に改める。

第7条の2第1項中「工業技術総合センターおよび東北部工業技術センター」を「南部産業技術共創センターおよび北部産業技術共創センター」に改める。

第9条第3項中「東北部工業技術センターおよび工業技術総合センター」を「南部産業技術共創センターおよび北部産業技術共創センター」に改める。

第18条第1項中「工業技術総合センター、東北部工業技術センター」を「南部産業技術共創センター、北部産業技術共創センター」に改める。

第24条第1項第1号中「本庁下水道課」を「本庁上下水道課」に、「本庁住宅課、本庁建築課、本庁流域政策局」を「本庁流域政策局、本庁住宅課、本庁建築課、本庁建築開発課」に改め、同項第2号および第3号中「本庁下水道課」を「本庁上下水道課」に改め、同項第5号中「本庁自然環境保全課」を「本庁生物多様性保全課」に改め、同項第6号中「本庁下水道課」を「本庁上下水道課」に改め、同条第3項中「土木交通部」を「県土整備部」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第16号

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「もしくはイ」を「からウまで」に改める。

第7条第1項第1号中「在職した」を「勤務した」に改め、同号に次のように加える。

ウ 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(令和7年滋賀県条例第45号)の適用を受ける企業職員

第7条第1項第2号中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第2項中「前条第2項の規定を準用する」を「前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する」に改める。

第7条の2第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第15条第1項第1号ア中「100分の114.5以上100分の121.5」を「100分の113.25以上100分の120.25」に、「100分の134.5以上100分の141.5」を「100分の133.25以上100分の140.25」に改め、同号イ中「100分の107.5超100分の114.5」を「100分の106.25超100分の113.25」に、「100分の127.5超100分の134.5」を「100分の126.25超100分の133.25」に、「100分の90以上100分の270」を「100分の88.75以上100分の266.25」に改め、同号ウ中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の80」を「100分の78.75」に改め、同号エ中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の73.5」を「100分の72.25」に改め、同項第2号ア中「100分の53.5」を「100分の52.25」に、「100分の63.5」を「100分の62.25」に改め、同号イおよびウ中「100分の52」を「100分の50.75」に、「100分の62」を「100分の60.75」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 任命権者は、第1項ただし書に規定する場合のほか、特に必要があると認める場合には、育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員等その他の職員等に代わつて当該職員等の事務を担当した職員等に係る同項に定める成績率について、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

**付 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**人 事 委 員 会 告 示**

**滋賀県人事委員会告示第1号**

職員の任用に関する規則の実施細則（昭和30年滋賀県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

別表中「工業技術総合センターおよび東北部工業技術センター」を「南部産業技術共創センターおよび北部産業技術共創センター」に改める。

**付 則**

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

**滋賀県人事委員会告示第2号**

昭和35年滋賀県人事委員会告示第3号（給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

第1項中「指定する機関」の右に「および職」を加え、同項第1号中「滋賀県工業技術総合センター」を「滋賀県南部産業技術共創センター」に、「滋賀県東北部工業技術センター」を「滋賀県北部産業技術共創センター」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 職

滋賀県商工労働部技監の職（人事委員会の承認を得たものに限る。）

第3項中「滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局」を「滋賀県琵琶湖環境部上下水道課」に改める。

**付 則**

この告示は、令和8年4月1日から施行する。